

平成 26 年  
2 月 20 日発行

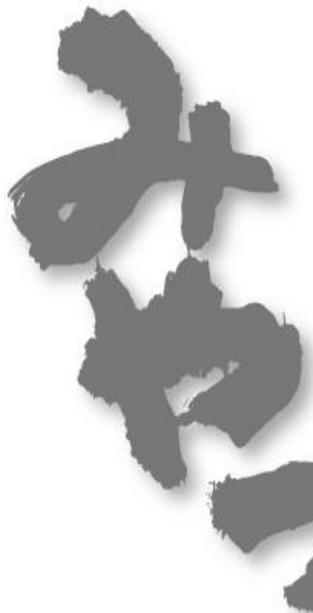
## No.74 臨時号

●発行／宮津市議会  
●編集／議会情報化等特別委員会  
TEL 0772-45-1639

<http://www.city.miyazu.kyoto.jp/www/inside/gikai>



議会だより



### 1月臨時会のうき

1月臨時会は、1月14日から1月29日までの16日間にわたり開催しました。

今臨時会は、(株)まちづくり推進機構に係る3議案の提案と大雪対策に係る専決処分1件の報告があり、それぞれ可決・承認されたほか、追加提案の固定資産評価審査委員会委員の選任についても同意されました。

### (株)まちづくり推進機構調査特別委員会調査報告

1月17日、20日、21日、22日に開催されました。

(株)まちづくり推進機構調査特別委員会は、1月臨時会に提出された当該機構の解散及び特別清算手続きに伴う3議案に関連して、同機構の設立背景や現在に至る経過等を、「宮津湾新浜地先埋立地整備計画概要報告書」や「阪急電鉄(株)による開発基本計画」イメージ図など各種資料の提出を求め、調査研究した。

結果として、◎立体駐車場の整備は妥当だったが、バブルの崩壊等不測の事態により、「丹後マート」のみが建設され「丹後バザール・丹後タワー」等の建設が中止されるなど、全体計画が大きく下振れし、駐車場利用が予定どおり進まず、経営悪化に陥った。◎会社は経営改善の努力をし、市も損失補償を付している責任もあり、財政支援を含む最大努力をしてきたが、今回、会社では「清算やむなし」の決議となり、市として今回の議案提案はやむを得ない。◎今後は地域にとって必要な

駐車場機能を維持していくとともに市民負担ができるだけ少なくなるような対応を望むものである。また、阪急電鉄(株)との基本協定の効力は失効していないと思われ、引き続き協力を要請すべきである。



特別委員会の様子

### ●1月補正予算 主な内容

#### 一般会計

まちづくり推進機構貸付金回収金の減額  $\Delta$ 5億9,590万円

第三セクター等改革推進債の発行 5億9,590万円

### ●1月(専決処分)補正予算

#### 一般会計

年末年始の大雪による除雪経費の追加に 3,000万円

※専決処分・議会で議決または決定すべき事件で、急を要する場合や軽易な事項の場合等に、議会の議決または決定を経ることなく市長が処分すること。専決処分した場合、市長は次の議会で報告し、承認を受ける必要がある。

今回の(株)まちづくり推進機構の解散は結果として、一般市民の皆様をはじめ出資者としてご参加いただいた多くの皆様にご負担をおかけすることになった事実を「市理事者及び議会関係者」は真摯に受け止め、今後こうした事業は慎重に広範な意見を聴取し多くの市民合意の上、実施しなければならぬとの思いを込め、調査報告とする。

## ㈱まちづくり推進機構清算に伴う議案

1月15日、23日に総務文教委員会にて審査を行いました。  
その概要は次のとおりです。

**意見** 委員会が市に出した意見

### 権利の放棄及びこれに伴う和解について

㈱まちづくり推進機構は、

昨年12月20日に会社の解散を決議し、特別清算手続きにより、会社清算を行うこととされた。同機構から市に対して短期借入金金の債務免除等の願いが出されたことを受け、同機構に対して保有している短期貸付金債権5億9590万円を上限に、その権利を放棄し、及びこれに伴う和解をすることに、議会の議決を求めるもの。また、通常、債務超過状態にある会社を清算する場合、破産手続きにより裁判所の選任する破産管財人

の下で、財産の競売や債務弁済等を行うが、今回の特別清算手続きは、裁判所の監督下で透明性を確保しつつ、清算の方法や内容を債権者との合意によって決められるなど、一定の柔軟性を有したものでこれを進めるためには事前に債権者である宮津市が債権の放棄に同意をしていく必要が

あり、あらかじめ債権の放棄等について議会の議決を求めるもの。

今回の議案は、市が同機構へ貸し付けた短期貸付金5億9590万円を債権放棄の限度額とし、実際の債権放棄額は今後裁判所の関与のもとで協定または和解により定められる。

### 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について

宮津市が㈱まちづくり推進機構から回収する予定であった短期貸付金の債権を放棄等することで発生する歳入不足を補填するために、歳入不足の最大額5億9590万円を上限に第三セクター等改革推進債の起債の許可を京都府知事に申請することについて議会の議決を求めるもの。

第三セクター等改革推進債は、一定期間内の集中的な改革を推進するために、平成21年度から25年度の間で起債

できるものであり、対象経費は短期貸付金の整理に要する経費も該当し、償還については、10年を原則とされている。議会の議決を得た後、京都府知事への許可申請を経て、平成25年度内か、またはその出納整理期間中に民間等の資金を借り入れることになる。



### 補正予算について

㈱まちづくり推進機構からの回収金を全額減額し、これに伴い発生する歳入不足を補填するため、市債に第三セクター等改革推進債を5億9590万円計上するもの。

**Q** 約6億円を全て三セク債により補填すれば公債費が異常に上がることに

なり、今後の市民負担も大きくなる。また、特別交付税の決定もこれからであり、3月末までの収支を見ながら、財源を研究すべきであると思うが？

**A** 全額地方債ではなく、一般財源や特定財源など、今後財源を見極めていく期間が2ヶ月ある。その間に財源調整を考えたい。例えば、特別交付税も予算は5億7000万円であるが、例年7億円を超えて交付されているので、起債の額を減らして、これらを充てていくこともできると思う。

今後もう少し時間をかけ、市民負担が最も少なくなる方法での調整が必要だと思っている。ただ、今は最も確実な財源を充てている。

### 意見

今回の㈱まちづくり推進機構の解散は、結果として、一般市民の皆様をはじめ、出資者としてご参加いただいた多くの関係者の方々に、ご負担をお掛けすることになった。

この事実を「市理事者及び協議関係者」は真摯に受け止め、今後は、地域にとって必要な



駐車場機能を維持していくとともに、市民負担をできる限り少なくするような対応をされたい。